



春日井市

Kasugai City

おくやみのしおり

ご親族のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

この「おくやみのしおり」は、ご遺族の方に行っていただく手続きのうち、
春日井市役所・出張所で行うものを中心にご案内しております。

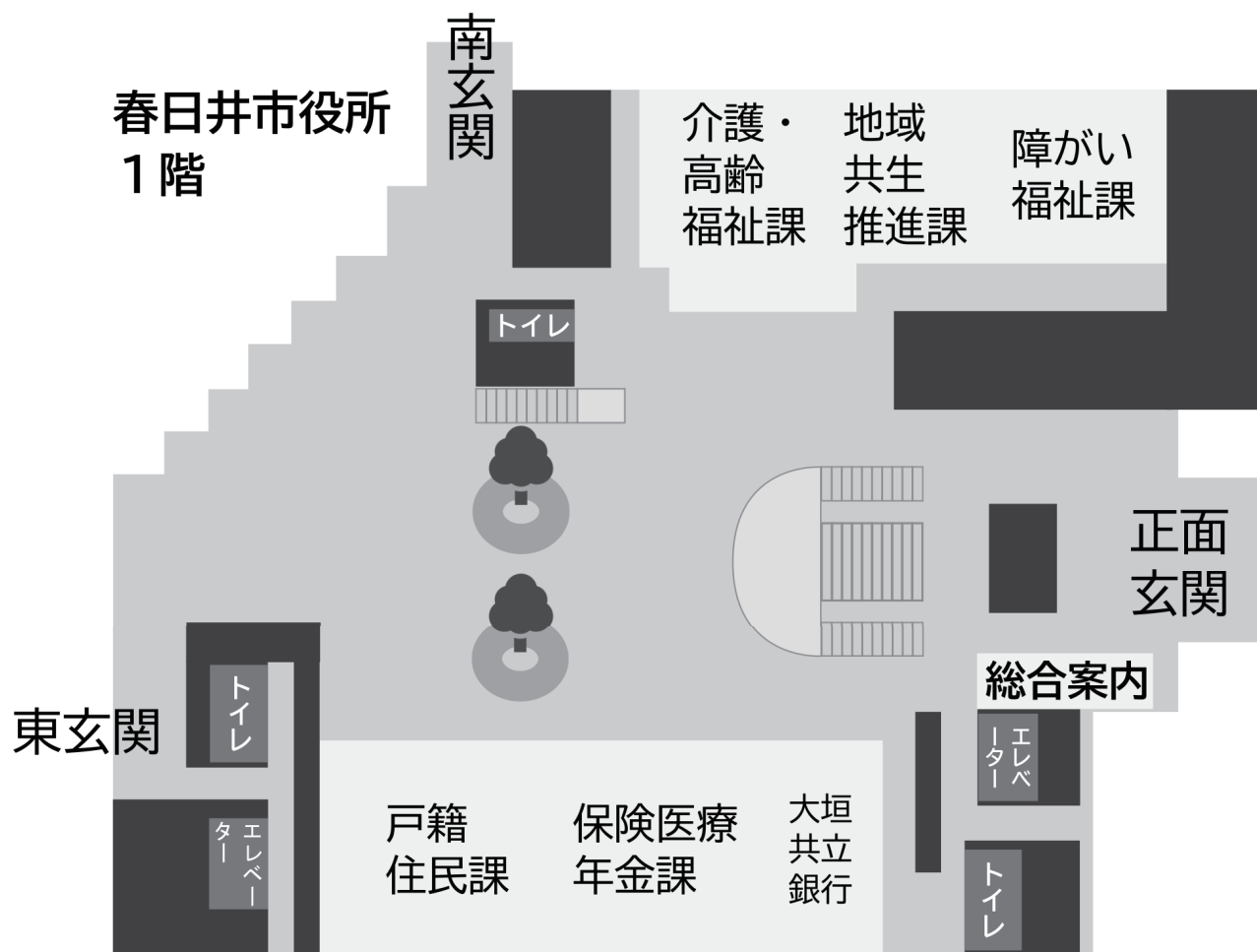
ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

※本冊子の内容は、編集時点での最新の情報に基づいています。

もくじ

春日井市役所 1 階マップ	P.2
出張所一覧	P.2
市役所での手続きチェックリスト	P.3
市役所での手続き一覧	
1. 住民登録・戸籍に関する手続き	P.7
2. 健康保険に関する手続き	P.11
3. 年金に関する手続き	P.14
4. 福祉医療に関する手続き	P.17
5. 介護保険に関する手続き	P.18
6. 福祉（障がい）に関する手続き	P.20
7. 税金に関する手続き	P.28
8. 子どもに関する手続き	P.32
9. 上下水道に関する手続き	P.33
10. 市営墓地（潮見坂平和公園）に関する手続き	P.35
11. その他の手続き	P.36
市役所以外での手続きチェックリスト	P.42
相続に関する手続きチェックリスト	P.43
家系図・故人の財産	P.45
戸籍・住民票の取得、出生から死亡までの戸籍取得、法定相続証明制度	P.47
郵送申請依頼書	P.49
委任状	P.50

春日井市役所1階マップ



出張所一覧

おくやみのしおりに掲載している手続きのうち、各出張所でも手続きできるものがあります。
 手続きできる内容は、各出張所へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
坂下出張所	神屋町 706 番地 (春日井リハビリテーション病院内)	☎ 0568-88-0024
東部市民センター	中央台 2 丁目 2 番地 1	☎ 0568-92-8511
味美ふれあいセンター	西本町 1 丁目 1 5 番地 1	☎ 0568-31-3522
高蔵寺ふれあいセンター	高蔵寺町 3 丁目 2 番地 1	☎ 0568-51-0002

市役所での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期 限	ページ
住民登録・戸籍	マイナンバーカード・通知カード・ 個人番号通知書を持っていた	—	☐	—	P.7
	住民基本台帳カードを持っていた	カードの返却	☐	なし	
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証(カード)の破棄 または返却	☐	なし	P.8
	パスポートを持っていた	—	☐	—	
	外国人住民の方	在留カード・特別永住者証明書の 返却	☐	死亡日・カードの 発見から14日以内	P.9
	故人の配偶者で、 名字を婚姻前に戻したい方	復氏届の提出	☐	なし	
	故人の配偶者で、故人の血族との関 係を終了させたい方	姻族関係終了届の提出	☐	なし	P.10
健康保険	春日井市国民健康保険に 加入していた	資格確認書などの返却または 破棄	☐	すみやかに	P.11
		葬祭費の申請	☐	葬祭を行った日の 翌日から2年以内	
	後期高齢者医療制度に 加入していた	資格確認書などの返却または 破棄	☐	すみやかに	P.12
		葬祭費の申請	☐	葬祭を行った日の 翌日から2年以内	
		高額療養費の申請	☐	死亡日から2年以内	
		送付先変更の申請	☐	なし	P.13
	国民年金・厚生年金・共済年金を 受給していた方	必要な手続きの確認(未支給年 金の請求、年金受給権者死亡届、 遺族年金の請求)	☐	すみやかに (未支給年金、遺族年 金の請求は死亡日か ら5年以内)	P.14
	国民年金・厚生年金・共済年金に加入 中の被保険者や被保険者であった方	必要な手続きの確認(死亡一時金、 寡婦年金、遺族年金の請求など)	☐	すみやかに (死亡一時金の請求 は死亡日から2年以 内、寡婦年金、遺族年 金の請求は死亡日か ら5年以内)	P.15
	農業者年金を受給していた	農業者年金死亡関係届出書の提出	☐	死亡日から 10日以内	P.16

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期 限	ページ
福祉医療	後期高齢者福祉医療、子ども医療、障がい者（心身・精神）医療、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方	医療費受給者証の返却または破棄	☐	すみやかに	P.17
	ひとり親家庭になった方、ひとり暮らしになった市内に親族のいない75歳以上の方	必要な手続きの確認	☐	なし	
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	証書の返却 被保険者資格喪失届の提出	☐	死亡日から約2週間以内	P.18
	保険料が発生していた	相続人などによる送付先変更届の提出	☐	死亡日から約2週間以内	
	要介護・要支援認定をお持ちの方	障害者控除対象者認定申請書の提出	☐	死亡日から5年以内	P.19
		高額介護サービス費の振込先口座変更	☐	高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年以内	
	緊急通報システムを設置されている方	緊急通報システム機器の返却	☐	すみやかに	
	春日井市整髪料補助券をお持ちの方	整髪料補助券の返還	☐	すみやかに	
福祉（障がい）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	手帳の返還	☐	すみやかに	P.20
	障害児福祉手当を受給していた	障害児福祉手当死亡届の提出	☐	死亡日から14日以内	
	特別障害者手当を受給していた	特別障害者手当死亡届の提出	☐	死亡日から14日以内	P.21
	特別児童扶養手当を受給していた	【保護者が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当受給者資格喪失届の提出 (受給資格が継続する場合は、特別児童扶養手当認定請求書の提出)	☐	死亡日から14日以内	
		【児童が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改訂届）の提出	☐	死亡日から14日以内	P.22
	福祉応援券を受給していた	福祉応援券受給者資格喪失届の提出と未使用の福祉応援券返還	☐	すみやかに	P.23
	在宅重度障害者手当を受給していた	在宅重度障害者手当受給資格喪失届の提出	☐	すみやかに	
	自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）を利用していた	自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）の返還	☐	すみやかに	

市役所での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期 限	ページ
福祉 (障がい)	心身障害者扶養共済制度の年金 を利用していた(扶養年金)	【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】 年金給付請求書、死亡・重度障害届出書、死亡診断書、住民票、加入証書(口数追加証書)、年金支払希望口座振替依頼書の提出	☐	すみやかに	P.24
		【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】 死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書、住民票、加入証書(口数追加証書)、弔慰金請求書の提出	☐	すみやかに	
		【年金を受給していた方が亡くなられた場合】 死亡・重度障害届出書、住民票、年金証書の提出	☐	死亡日から 14 日以内	P.25
	障がい福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	発行元市町村への受給者証の返却	☐	すみやかに	
	高額障がい福祉サービス等給付費・新高額障がい福祉サービス等給付費を受給していた	高額障害福祉サービス費支給申請書、高額障がい福祉サービス費支給金融機関変更届、誓約書の提出	☐	すみやかに	P.26
	車椅子の貸与を受けている方	車椅子の返却	☐	すみやかに	
	NHK放送受信料免除を受けていた	—	☐	すみやかに	P.27
	有料道路通行料金の割引を受けていた	障害者割引 ETC 利用登録削除依頼書提出	☐	すみやかに	
税金	市税の納付が済んでいない	納付に係る手続き	☐	納税通知書に記載の納期限まで	P.28
	市税を口座振替で納付していた	振替口座の解約または変更手続き	☐	すみやかに	
	市民税が課税されていた	相続人代表者指定届の提出	☐	相当な期間 (概ね 3 ヶ月)	P.29
	配偶者がいる方	寡婦控除・ひとり親控除の申告	☐	各申告期限まで	P.30
	春日井市のナンバープレートの付いた原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自動車を所有していた	廃車の手続き	☐	死亡日から30日以内	
		相続人への名義変更	☐	死亡日から15日以内	P.31
	土地や家屋などの固定資産を持っていた	法務局へ相続登記の申請、現所有者申告書などの提出	☐	相続が発生した年の12 月末日まで	
子ども	児童手当、児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給していた	受給者変更手続きなど	☐	原則、死亡日の翌日から数えて15日以内	P.32
	ひとり親家庭になった方	子ども福祉手当などの認定申請の手続き	☐	お早めにお問い合わせください。	

区分	該当事項	手続き	完了 ✓	期 限	ページ
上下水道	上下水道を使用していた	使用者変更・閉栓に伴う手続き	☐	すみやかに	P.33
	下水道区域において井戸水を使用していた	井戸水の使用人数の変更	☐	すみやかに	
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	受益者異動申告書の提出	☐	受益者の変更があった10日以内	P.34
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	し尿収集異動届提出	☐	すみやかに	
(潮見坂平和公園) 市営墓地	市営墓地(潮見坂平和公園)の使用(名義人)の場合	潮見坂平和公園使用権承継許可申請書 納骨届	☐	潮見坂平和公園 使用権承継許可 申請書: すみやかに 納骨届: 納骨時まで	P.35
	市営墓地(潮見坂平和公園)のお墓が必要な場合	潮見坂平和公園使用許可申請書(墓所)、 潮見坂平和公園使用許可申請書(合葬式墓地)	☐	お墓を必要としたとき	
その他	認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた	廃止届の提出	☐	すみやかに	P.36
	大切な人を亡くし、悩んでいる方へ	こころの健康に関する相談など	☐	なし	
	農地を相続した	農地法第3条の3第1項の規定による届出書提出	☐	なし	P.37
	森林を相続した ※地域森林計画対象民有林のみ該当	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書提出	☐	相続した日から90日以内	
	犬の所有者の方	犬の登録事項変更届の提出	☐	死亡した翌日から30日以内	
	空き地を所有してる方	空き地の適正管理のお願い	☐	空き地の状況に応じて適宜	P.38
	道路や河川・水路用地を占用していた	占用許可の変更または廃止の手続き	☐	すみやかに	
	市営住宅に入居している方	世帯変更または明渡し届の届出	☐	すみやかに	P.39
	空き家を相続される方(亡くなられた方の住居を管理される方も含む)	空き家の相談	☐	一部あり	
	家財整理をしたい	クリーンセンターへのごみの搬入	☐	なし	P.40
	図書館の利用者カードを持っていた	利用者登録の削除の手続き	☐	すみやかに	
	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方	宣誓書受領証明書、証明カードの返還	☐	すみやかに	P.41
	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族	遺族支援金の申請など	☐	犯罪被害を知った日から1年を経過したときまたは犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき(住居の提供は被害の発生日から1年以内)	
	かすがいシティバス高齢者カードを持っていた	カードの破棄	☐	なし	

1. 住民登録・戸籍に関する手続き

マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書を持っていた

手続き ー

手続き詳細	期 限
死亡日をもってマイナンバーカードは失効します。 なお、マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書を返却する必要はありません。 ※民間事業者への手続きで亡くなられた方のマイナンバーを使用することがあります。1年程度は破棄せず、保管することをお勧めします。破棄した場合、亡くなられた方のマイナンバーは確認できなくなります。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	問い合わせ先
ー	戸籍住民課（1階） ☎ 0568-85-6138

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって住民基本台帳カードは失効します。 住民基本台帳カードを返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	戸籍住民課（1階） ☎ 0568-85-6138

MEMO

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄または返却

手続き詳細	期 限
印鑑登録は死亡日をもって失効します。 印鑑登録証（カード）を破棄または返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	戸籍住民課（１階） ☎ 0568-85-6136

パスポートを持っていた

手続き —

手続き詳細	期 限
パスポートは死亡日をもって失効します。 失効したパスポートをお返しいただく必要はありません。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	戸籍住民課（１階） ☎ 0568-85-6142

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

1. 住民登録・戸籍に関する手続き

外国人住民の方

手続き 在留カード・特別永住者証明書の返却

手続き詳細	期 限
「在留カード」または「特別永住者証明書」を出入国在留管理庁の窓口へ返却してください。郵送での返却の場合は、ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。 	死亡日・カードの発見から 14日以内
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の在留カードまたは特別永住者証明書	【窓口での返却】 名古屋出入国在留管理局 ☎ 0570-052-259 【郵送での返却】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 ☎ 03-3599-1068

故人の配偶者で、名字を婚姻前に戻したい方

手続き 復氏届の提出

手続き詳細	期 限
配偶者との死別後、婚姻により名字を変更した方は、婚姻前の名字に戻す届出ができます。	なし
	手続き可能な人
	配偶者
必要なもの	問い合わせ先
—	戸籍住民課（1階） ☎ 0568-85-6137

MEMO

故人の配偶者で、故人の血族との関係を終了させたい方

手続き 姻族関係終了届の提出

手続き詳細	期 限
配偶者との死別後、配偶者の血族との関係を終了させる届出ができます。	なし
	手続き可能な人 配偶者
必要なもの	問い合わせ先
—	戸籍住民課（1階） ☎ 0568-85-6137

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

2. 健康保険に関する手続き

春日井市国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
資格確認書や被保険者証（保険証）などは、返却または裁断等してから破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書など	保険医療年金課（1階） ☎ 0568-85-6156

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費50,000円が支給されます。 ※社会保険等から埋葬料の支給を受けることができる場合は、国民健康保険からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主であることがわかるもの（会葬礼状または葬祭執行証明書など） ※喪主〇〇 〇〇様や故人〇〇 〇〇様と明記されたもの ※「火葬」のみを行った場合は火葬許可証（火葬執行日の記載、押印がされているもの） ☐ 喪主名義の振込先口座のわかるもの（預金通帳など） ☐ 喪主の本人確認書類（運転免許証など） ※喪主以外が申請する場合および喪主以外の口座に振込を希望される場合は喪主からの委任状および委任された方の本人確認書類（運転免許証など）	保険医療年金課（1階） ☎ 0568-85-6156

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
資格確認書や被保険者証（保険証）などは、返却または裁断等してから破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など	保険医療年金課（１階） ☎ 0568-85-6366

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費50,000円が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
☐ 喪主であることがわかるもの（会葬礼状または葬祭執行証明書など） ※喪主〇〇 〇〇様や故人〇〇 〇〇様と明記されたもの	葬祭を行った方（喪主）
☐ 喪主名義の振込先口座のわかるもの（預金通帳など）	問い合わせ先
☐ 喪主の本人確認書類（運転免許証など） ※喪主以外が申請する場合および喪主以外の口座に振込を希望される場合は、喪主からの委任状および委任された方の本人確認書類（運転免許証など）	保険医療年金課（１階） ☎ 0568-85-6366

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
高額療養費の支給対象で、ご登録されている口座が解約・凍結されている方は振込先を変更する必要があります。	死亡日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の振込先口座のわかるもの（預金通帳など） ☐ 相続人の本人確認書類（運転免許証など）	保険医療年金課（１階） ☎ 0568-85-6366

2. 健康保険に関する手続き

手続き④ 送付先変更の申請

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険関係の郵便物の送付先を変更することができます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方はお手続きください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の本人確認書類（運転免許証など）	保険医療年金課（1階） ☎ 0568-85-6366

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方

手続き

必要な手続きの確認

(未支給年金の請求、年金受給権者死亡届、遺族年金の請求)

手続き詳細		期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類や、ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類、提出先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、年金機構へお問い合わせください。		すみやかに (未支給年金、遺族年金の請求は死亡日から5年以内)
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 または 日本年金機構 名古屋北年金事務所 ☎ 052-912-1213 ※年金事務所窓口でのご相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。 【予約受付専用電話番号】 ☎ 0570-05-4890 050 で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6631-7521 ※共済年金の場合は、共済組合へお問い合わせください。	

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金に加入中の被保険者や被保険者であった方

手続き 必要な手続きの確認（死亡一時金、寡婦年金、遺族年金の請求など）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類、提出先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、年金機構へお問い合わせください。	すみやかに (死亡一時金の請求は死亡日から2年以内、寡婦年金、遺族年金の請求は死亡日から5年以内)
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 または 日本年金機構 名古屋北年金事務所 ☎ 052-912-1213 ※年金事務所窓口でのご相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。 【予約受付専用電話番号】 ☎ 0570-05-4890 050 で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6631-7521 ※共済年金の場合は、共済組合へお問い合わせください。

MEMO

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡日から10日以内
	手続き可能な人 遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本 あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局（3階） ☎ 0568-85-6239

MEMO

4. 福祉医療に関する手続き

後期高齢者福祉医療、子ども医療、障がい者（心身・精神）医療、 母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方

手続き 医療費受給者証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
医療費受給者証を返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の医療費受給者証	保険医療年金課（1階） ☎ 0568-85-6194

ひとり親家庭になった方、 ひとり暮らしになった市内に親族のいない75歳以上の方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
医療費の助成が受けられることがありますので、お問い合わせください。 ※一定の所得制限があります。	なし
	手続き可能な人
	申請者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 「資格確認書」など加入している保険情報が確認できるもの	保険医療年金課（1階） ☎ 0568-85-6194

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却 被保険者資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証、訪問介護等利用者負担額減額認定証などを返却してください。 被保険者資格喪失届を提出してください。 ※市内の特別養護老人ホーム等の住所地特例施設に住民票があり、保険者が他市町村の場合、春日井市では手続きができません。介護保険被保険者証を確認いただくかお問い合わせください。	死亡日から約2週間以内 手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ☐ 訪問介護等利用者負担額減額認定証	介護・高齢福祉課（1階） ☎ 0568-85-6182

保険料が発生していた

手続き 相続人などによる送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に同届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。ホームページからダウンロードいただくか、お電話でご連絡いただければ郵送いたします。	死亡日から約2週間以内 手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど ☐ 届出人の本人確認書類	介護・高齢福祉課（1階） ☎ 0568-85-6182

5. 介護保険に関する手続き

要介護・要支援認定をお持ちの方

手続き① 障害者控除対象者認定申請書の提出

手続き詳細	期 限
所得税法上の障害者控除の適用が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。	死亡日から5年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の方の本人確認書類	介護・高齢福祉課（1階） ☎ 0568-85-6197

手続き② 高額介護サービス費の振込先口座変更

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費の支給対象で、ご登録されている口座が解約・凍結されている方は、振込先を変更する必要があります。	高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の振込先口座のわかるもの（預金通帳など）	介護・高齢福祉課（1階） ☎ 0568-85-6182

緊急通報システムを設置されている方

手続き 緊急通報システム機器の返却

手続き詳細	期 限
機器の返却が必要です。取り外しが難しい場合はお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緊急通報システム機器（本体、通報用ペンダント）	介護・高齢福祉課（1階） ☎ 0568-85-6182

春日井市整髪料補助券をお持ちの方

手続き 整髪料補助券の返還

手続き詳細	期 限
補助券をお返しください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 整髪料補助券	介護・高齢福祉課（１階） ☎ 0568-85-6182

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
死亡日をもって失効します。手帳を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい福祉課（１階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、同居の親族の振込口座のわかるもの	障がい福祉課（１階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、同居の親族の振込口座のわかるもの	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 特別児童扶養手当受給者資格喪失届の提出 （受給資格が継続する場合は、特別児童扶養手当認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、手当の対象児童の振込口座の通帳の写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
—	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

福祉応援券を受給していた

手続き 福祉応援券受給者資格喪失届の提出と未使用の福祉応援券返還

手続き詳細	期 限
死亡日をもって受給資格が喪失します。 福祉応援券受給者資格喪失届の提出と未使用の福祉応援券の返還が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未使用の福祉応援券	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

在宅重度障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度障害者手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、生計を同じくしていた親族の振込口座のわかるもの	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）を利用していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
死亡日をもって失効します。 自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き①

年金給付請求書、死亡・重度障害届出書、死亡診断書、住民票、加入証書（口数追加証書）、年金支払希望口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期 限
年金支給の請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金管理者がいる場合はその方の住民票（同一世帯であれば1枚可） ☐ 年金を受給する方または年金管理者の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書（口数追加証書）	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き②

死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書、住民票、加入証書（口数追加証書）、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
弔慰金の請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	年金加入者または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除票 ☐ 加入者の住民票（同一世帯であれば1枚可） ☐ 加入証書（口数追加証書）	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

6. 福祉（障がい）に関する手続き

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き③ 死亡・重度障害届出書、住民票、年金証書の提出

手続き詳細	期 限
死亡月の翌月に受給資格が喪失します。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除票 ☐ 年金証書	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

障がい福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方

手続き 発行元市町村への受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、児童の保護者かつ受給者であった場合は、受給者の変更となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

高額障がい福祉サービス等給付費・新高額障がい福祉サービス等給付費を受給していた

手続き

高額障害福祉サービス費支給申請書、
高額障がい福祉サービス費支給金融機関変更届、誓約書の提出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分がある場合は、振込先を相続人に変更するための手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

車椅子の貸与を受けている方

手続き

車椅子の返却

手続き詳細	期 限
車椅子を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 借りている車椅子	障がい福祉課（1階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

NHK放送受信料免除を受けていた

手続き —

手続き詳細	期 限
受信料減免消滅届の提出などが必要なことがあります。詳しくはNHKにお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
—	NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077 FAX：045-522-3044

有料道路通行料金の割引を受けていた

手続き 障害者割引ETC利用登録削除依頼書提出

手続き詳細	期 限
障害者割引ETC利用登録削除依頼書を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課（1 階） ☎ 0568-85-6186 FAX：0568-84-5764

MEMO

7. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 ※同一世帯以外の相続人が納付状況などの確認を行う場合は、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など）および、相続人の本人確認書類が必要です。	納税通知書に記載の 納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	収納課（2階） ☎ 0568-85-6111

市税を口座振替で納付していた

手続き 振替口座の解約または変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の口座から振替していた場合は、振替口座の解約または変更の手続きを行っていただく必要がありますので、お問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
※お問い合わせください。	収納課（2階） ☎ 0568-85-6111

MEMO

7. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税が課税されている場合、市民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。	相当な期間（概ね3ヶ月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相続人代表者となる方
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	問い合わせ先
※亡くなられた方の前年中の所得金額や扶養人数によって、減免が受けられる場合があります。ただし、減免対象は納期限前の市民税に限ります。	市民税課（2階） ☎ 0568-85-6094 【相続放棄に関すること】 名古屋家庭裁判所 ☎ 052-223-2830 【所得税・相続税に関すること】 小牧税務署 ☎ 0568-72-2111
必要なもの	
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	

MEMO

配偶者がいる方

手続き 寡婦控除・ひとり親控除の申告

手続き詳細	期 限
亡くなられた年の翌年に配偶者自身の確定申告（市民税・県民税申告）をすることで配偶者が税法上の寡婦控除・ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。	各申告期限まで
○寡婦控除の適用要件（女性） 配偶者本人の合計所得金額が500万円以下であること。 ※離婚された場合の寡婦控除の申告とは、適用条件が異なります。	手続き可能な人 配偶者、配偶者から委任された方
○ひとり親控除の適用要件 配偶者本人の合計所得金額が500万円以下であり、かつ所得48万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除く）を有すること。 また、亡くなられた日の属する年度において、配偶者自身に市民税・県民税が課税されている場合は、所得によっては配偶者自身が減免を受けられる場合があります。 ※本冊子編集時点の情報です。制度の内容が変わる場合がありますので、ご確認のうえ手続きしてください。	問い合わせ先 市民税課（2階） ☎ 0568-85-6094 【確定申告に関すること】 小牧税務署 ☎ 0568-72-2111
必要なもの	
☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 配偶者の所得や控除に関する資料	

春日井市のナンバープレートの付いた原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の原動機付自転車、小型特殊自動車を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人、相続人から委任された方
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	問い合わせ先 市民税課（2階） ☎ 0568-85-6092

7. 税金に関する手続き

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の原動機付自転車、小型特殊自動車を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人 相続人、相続人から委任された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	市民税課（2階） ☎ 0568-85-6092

土地や家屋などの固定資産を持っていた

手続き 法務局へ相続登記の申請、現所有者申告書などの提出

手続き詳細	期 限
【登記されている土地・家屋】 法務局へ相続登記の申請が必要です。 12月末日までに登記ができない場合は、資産税課に「固定資産現所有者の申告書」を提出してください。 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続した土地・家屋の相続登記をしてください。詳しくは、名古屋法務局ホームページをご参照ください。 	相続が発生した年の12月末日まで
	手続き可能な人 相続人
	問い合わせ先 資産税課（2階） ☎ 0568-85-6105 【相続登記に関すること】 名古屋法務局春日井支局 ☎ 0568-81-3210
必要なもの	
☐ 本人確認書類	

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当、児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給していた

手続き 受給者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
未支払い手当の請求および受給者の変更につき、手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	原則、死亡日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払い手当の請求手続きの場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード 【受給者変更の手続きの場合】 ☐ 受給予定者の本人確認書類 ☐ 受給予定者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード ※詳細はお問い合わせください。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て推進課（2階） ☎ 0568-85-6201

ひとり親家庭になった方

手続き 子ども福祉手当などの認定申請の手続き

手続き詳細	期 限
子ども福祉手当などが受けられることがありますので、お早めにお問い合わせください。	お早めにお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
※お問い合わせください。	子育て推進課（2階） ☎ 0568-85-6201

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用者変更・閉栓に伴う手続き

手続き詳細	期 限
使用者変更や閉栓に伴う手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道業務課 お客様窓口（8階） ☎ 0568-85-6411

下水道区域において井戸水を使用していた

手続き 井戸水の使用人数の変更

手続き詳細	期 限
使用人数の変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民票の写し	上下水道業務課 料金管理担当（8階） ☎ 0568-85-6349

MEMO

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※令和7年度現在で、主に上条地区に土地を所有する方が対象となるものです。	受益者の変更があった10日以内
	手続き可能な人
	新しく受益者となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道業務課 料金管理担当（8階） ☎ 0568-85-6349

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿収集異動届提出

手続き詳細	期 限
定額制または従量製のし尿収集で、亡くなられた登録者のみがし尿収集を登録されていた場合は、し尿収集の登録廃止が必要です。 定額製のし尿収集で登録者が亡くなられた後も、し尿収集を継続される場合は、名義変更および世帯人数の変更手続きが必要です。 清掃事業所・ごみ減量推進課・坂下出張所・高蔵寺ふれあいセンター・味美ふれあいセンターへ届け出てください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	清掃事業所 ☎ 0568-84-3211

MEMO

10. 市営墓地（潮見坂平和公園）に関する手続き

市営墓地（潮見坂平和公園）の使用者（名義人）の場合

手続き

潮見坂平和公園使用権承継許可申請書 納骨届

手続き詳細	期 限
・使用者の住所などが変わっている場合や、墓所使用許可証をなくされた場合は、手続きをする必要があります。 ・墓所の使用者（名義人）が亡くなられた場合は、名義変更をする必要があります。 ・お墓に納骨する際は、納骨届を提出する必要があります。	潮見坂平和公園使用権承継許可申請書： すみやかに 納骨届：納骨時まで
	手続き可能な人 ・墓所の使用者 ・墓所を引き継ぐ方
必要なもの	問い合わせ先
詳細は、潮見坂平和公園管理事務所までお問い合わせください。	潮見坂平和公園管理事務所 ☎ 0568-84-4444 休業日：月曜日 （祝休日の場合は、次の平日）

市営墓地（潮見坂平和公園）のお墓が必要な場合

手続き

潮見坂平和公園使用許可申請書（墓所） 潮見坂平和公園使用許可申請書（合葬式墓地）

手続き詳細	期 限
・お墓の申込をすることができます（随時申込可能です）。 ・合葬式墓地（焼骨を永代にわたって預かる施設）の申込をすることができます（申込時期が限られます）。	お墓を必要としたとき
	手続き可能な人 お墓を必要とする方
必要なもの	問い合わせ先
詳細は、潮見坂平和公園管理事務所までお問い合わせください。	潮見坂平和公園管理事務所 ☎ 0568-84-4444 休業日：月曜日 （祝休日の場合は、次の平日）

11. その他の手続き

認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた

手続き 廃止届の提出

手続き詳細	期 限
手続きが必要ですので、お問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	地域共生推進課（1階） ☎ 0568-85-6187 FAX：0568-84-5764

大切な人を亡くし、悩んでいる方へ

手続き こころの健康に関する相談など

手続き詳細	期 限
大切な人を亡くしたときにおきる様々な反応を「グリーフ（悲嘆）」といい、そのような状態にある方にそっと寄り添い、援助することをグリーフケアと呼びます。大切な人の死は誰もが経験することですが、人の心は様々な苦悩や葛藤、後悔を経て和らいでいきます。 一人で解決するのは難しいと思います。お気軽にご相談ください。 	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	健康増進課（3階） ☎ 0568-85-6164

MEMO

11. その他の手続き

農地を相続した

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書提出

手続き詳細	期 限
農地法第3条の3第1項の規定による届出書提出。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 該当地番の全部事項証明書 (参考として)	農業委員会事務局 (3階) ☎ 0568-85-6239

森林を相続した ※地域森林計画対象民有林のみ該当

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書提出

手続き詳細	期 限
森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書提出。	相続した日から90日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・森林の土地の位置を示す地図 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	農政課 (3階) 0568-85-6236

犬の所有者の方

手続き 犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
現在飼っている犬の新しい飼い主を届け出てください。 ※犬が市外に異動する場合は、異動先の市区町村に手続きをお問い合わせください。	死亡した翌日から30日以内
	手続き可能な人
	新しい犬の飼い主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 犬の登録鑑札 ☐ 狂犬病予防注射済票	環境保全課 (3階) ☎ 0568-85-6279

空き地を所有している方

手続き 空き地の適正管理のお願い

手続き詳細	期 限
周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き地の雑草や樹木の適正な管理に努めてください。 空き地の除草委託制度や草刈機の貸出制度があります。 くわしくはお問い合わせください。	空き地の状況に応じて適宜
	手続き可能な人
	空き地を相続される方
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境保全課（3 階） ☎ 0568-85-6279

道路や河川・水路用地を占有していた

手続き 占有許可の変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
引き続き占有を継続する場合は、承継届をご提出ください。また占有物を廃止する場合はご相談ください。 ※詳細はお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有継続の場合】 ☐ 道路の占有の許可に基づく権利義務の承継届（添付書類として現に受けている許可書の写し、承継の権利を証する書類等） 【河川・水路用地の占有継続の場合】 ☐ 承継届（添付書類として現に受けている許可書の写し、承継の権利を証する書類等） 【廃止の場合】 ※現に受けている許可書をご準備の上、ご相談ください。	土木管理課（7 階） ☎ 0568-85-6272

11. その他の手続き

市営住宅に入居している方

手続き 世帯変更または明渡しの届出

手続き詳細	期 限
賃貸借契約の名義人の変更や同居者の異動届または明渡し届の提出が必要になりますので、お問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（コピー可）	住宅政策課（9階） ☎ 0568-85-6294

空き家を相続される方（亡くなられた方の住居を管理される方も含む）

手続き 空き家の相談

手続き詳細	期 限
・周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家の適正な管理に努めてください。 ・あなたの空き家の利活用や問題解決に最適な専門業者をご紹介します。 ・空き家の解体や片付けなどに対する補助制度があります（先着順）。 ・相続した空き家を売却した際、譲渡所得のうち、3,000万円を控除する特例措置を受けられる場合があります（期限有）。 ※くわしくはお問い合わせください。	一部あり
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	住宅政策課（9階） ☎ 0568-85-6572

MEMO

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）および持込者本人の身分証、血縁関係を確認しています。必要なものをご確認の上、事前連絡をクリーンセンターにしてください。 ※ごみの発生場所（住所）が市外の場合は搬入できません。 ※クリーンセンターでは処分できない物があります。 ※搬入の都度、必要なものに記載の書類を提示してください。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） ☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（死亡届+死亡診断書（写）、死体火葬許可書（写）、埋葬許可書（写）等）	クリーンセンター ☎ 0568-88-0247

図書館の利用者カードを持っていた

手続き 利用者登録の削除の手続き

手続き詳細	期 限
図書館・図書室の窓口にお越しいただき、お申し出ください。 その際に、亡くなられた方の利用者カードや借りていた図書があればお持ちください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） ☐ 亡くなられた方の利用者カード ☐ 亡くなられた方が借りていた図書	図書館 （文化フォーラム春日井） ☎ 0568-85-6800

MEMO

11. その他の手続き

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方

手続き 宣誓書受領証明書、証明カードの返還

手続き詳細	期 限
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていたお二人のうちいずれかがお亡くなりになったときは、宣誓書受領証明書、証明カードの返還が必要です。	すみやかに 手続き可能な人 亡くなられた方とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 交付済みの宣誓書受領証明書とカード	多様性社会推進課 (レディヤンかすがい) ☎ 0568-85-4401

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族

手続き 遺族支援金の申請など

手続き詳細	期 限
犯罪被害者等に関する総合窓口を設置しています。お困りの方は一人で悩まずに、まずは電話でご相談ください。 遺族支援金や、一時的な利用のための住居の提供などを受けられることがあります。	犯罪被害を知った日から1年を経過したときまたは犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき(住居の提供は被害の発生日から1年以内) 手続き可能な人 亡くなられた方のご遺族 ※詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	市民安全課 (4階) ☎ 0568-85-6064

かすがいシティバス高齢者カードを持っていた

手続き カードの破棄

手続き詳細	期 限
死亡日をもってかすがいシティバス高齢者カードは失効しますので、破棄してください。	なし 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	都市政策課 (9階) ☎ 0568-85-6051

市役所以外での手続きチェックリスト

☒	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
☐	納骨をしたい	・納骨の際には、火葬許可証、墓所使用許可証や墓所の使用权の承継手続き（名義変更）などが必要となる場合がありますので、墓地の管理者へお問い合わせください。 ・「尾張東部聖苑」で火葬した場合、火葬許可証は親族の代表者に返却しています。その際、骨壺を収めた箱（または袋）の中に一緒にしておくことをお勧めしています。火葬許可証が見当たらない場合は、一度、骨壺を収めた箱（または袋）の中を確認してください。「火葬許可証」がない場合は、戸籍住民課へお問い合わせください。	【納骨手続きについて】 墓地の管理者 【市営墓地（潮見坂平和公園）を利用したい場合】 35ページをご確認ください。 【火葬許可証がない場合】 戸籍住民課（1階） ☎ 0568-85-6137
☐	運転免許証	返納手続き	春日井警察署 ☎ 0568-56-0110
☐	預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	各金融機関
☐	生命保険、損害保険など	死亡保険金の請求、入院給付金の請求、名義変更など	保険会社または代理店
☐	国税（相続税、所得税など）	相続税の手続き 所得税申告など	所轄の税務署 小牧税務署 ☎ 0568-72-2111
☐	土地、家屋等	相続登記の手続き	管轄の法務局 名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	固定電話、携帯電話	契約継承、解約	
☐	インターネット	名義変更、解約	
☐	電気・ガス		
☐	ケーブルテレビ		
☐	NHK 受信料		NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て申請します（くわしくは47・48ページ）。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 自筆証書遺言書保管制度については、法務局のホームページをご確認ください。  公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産の一部を知ることができます。また、不動産を所有している場合は、不動産が所在する市町村から送付されていた固定資産税の納税通知書や不動産が所在する市町村が交付する課税台帳証明書（名寄帳）などで確認できます。
☐	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。被相続人の死亡当時の納税地の税務署へ申告してください。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。被相続人の住所を所轄する税務署へ申告してください。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	土地や家屋などの相続登記	3年以内	相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。 手続の詳細や申請書等の様式は、法務局のホームページをご確認ください。  相続登記に関する手続案内を希望される方は、事前に管轄法務局に予約をお願いします。 名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

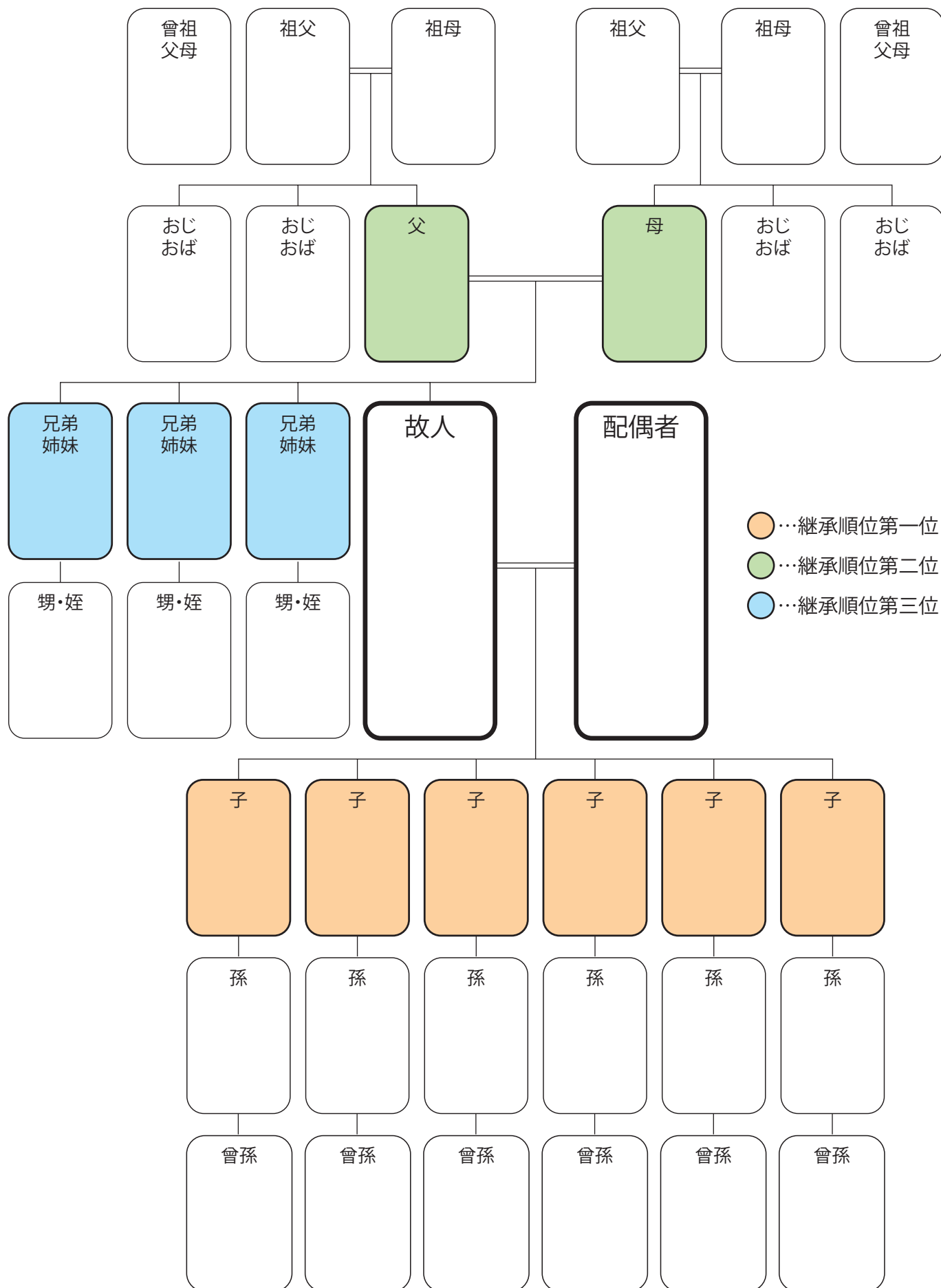
チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外での手続き

相続手続き

戸籍取得・その他

戸籍・住民票の取得

死亡に伴う手続きには戸籍や住民票を必要とすることが多くあります。例えば、故人名義の預貯金口座や土地・家屋（登記済）があった場合は、手続き先へお問い合わせいただき、どのような書類（戸籍・住民票など）が必要か、提出した書類は返却されるのかなどをご確認の上、申請していただくとスムーズに手続きが進み、余分な手数料を支払うこともなくなります。

亡くなられた方の戸籍（戸籍、除籍、出生から死亡までの戸籍）が必要となった場合

● 申請できる方

- ①申請する戸籍に記載のある方
- ②直系尊属（父母・祖父母など）
- ③直系卑属（子・孫など）
- ④亡くなられた方の配偶者
- ⑤①～④の方から委任を受けた方

● 申請先

【最寄りの市区町村（広域交付）】

上の「申請できる方」①～④の方のみが申請できます。

また、本人確認書類として、マイナンバーカードや運転免許証が必須となります。

【亡くなられた方の本籍地の市区町村】

上の「申請できる方」の①～⑤すべての方が申請できます。

郵送でも申請ができます。その場合は、49ページの「戸籍謄（抄）本・住民票等の郵送申請依頼書」をご利用ください。

※出生から死亡までの戸籍の取得について、右ページに詳細な説明を掲載しています。

亡くなられた方の住民票が必要となった場合

● 申請できる方

自己の権利行使や義務履行のために必要な方（相続、年金・保険金の請求など）
（上記の方から委任を受けた方も請求できます。）

● 申請先

亡くなられた方の住所地の市区町村

※春日井市では、春日井市役所のほか、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター（2ページ）でも申請できます。

故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本の取得

相続人を確定させるためには（43 ページ 相続に関する手続きチェックリスト）、故人の出生したときから死亡したときまでの連続した戸籍謄本が必要であり、相続手続きのために手続き先から提出を求められることがあります。故人の最新の戸籍を確認しますと、そこに出生や死亡が記載されていますが、過去の婚姻や結婚した子は記載されていない場合があります。故人に関する出生から死亡までの戸籍の情報を、客観的に漏れ無く示すために、出生したときから死亡したときまでの連続した戸籍謄本を取得します。この戸籍を取得するにあたり、本籍の変更や戸籍の改製による複数の戸籍謄本の申請や、市や県をまたいだ申請になることも少なくありません（広域交付でない場合）。ご不明な点があれば戸籍住民課でサポートいたします。

広域交付（前ページ参照）が利用できない場合の申請方法

ステップ1

死亡時の本籍を確認し、その本籍がある市区町村へ出生から死亡までの戸籍謄本を申請してください。その戸籍謄本を受け取る際に、出生から死亡までの戸籍謄本がすべて揃ったか、揃っていない場合は、取得できなかった戸籍謄本は、どの市区町村に申請すればいいかを職員に確認してください。

ステップ2

ステップ1で職員に確認した結果、出生から死亡までの戸籍謄本がすべて揃っていれば、目的は達成です。出生から死亡までの戸籍謄本がすべて揃っていなければ、あわせて確認した、取得できなかった戸籍謄本の申請先へ申請してください。その際には、ステップ1と同様に、戸籍謄本がすべて揃ったか、次はどの市区町村に申請すればいいかを職員に確認してください。出生から死亡までの戸籍謄本が揃うまで、ステップ2を繰り返してください。

Q1 広域交付が利用できず、申請先の役所が遠方にあり、申請しに行けません。

A1 郵送により申請することができます。申請方法は、その申請先へお問い合わせください。（49 ページの郵送用の申請書もご活用ください）

Q2 謄本・抄本とはなんですか？

A2 その戸籍に記載されているすべての方を記載した証明を「戸籍謄本（または戸籍全部事項証明書）」と言い、一部の方だけを記載した証明を「戸籍抄本（または戸籍個人事項証明書）」と言います。

Q3 除籍・改製原戸籍とはなんですか？

A3 「除籍」は、死亡や婚姻によって、その戸籍にいた方全員が除かれているものです。「改製原戸籍」は、コンピューター化や法律の改正による戸籍の作り替えがあったときの、その作り替え前の戸籍を言います。申請する際は、どれがどれだけ発行されるか分からないことがほとんどであるため、申請書には「出生から死亡までの戸籍 ○通ずつ」と記載します。

法定相続情報証明制度

各種相続手続きのために何度も戸籍謄本を提出する必要が無くなる制度です。くわしくはインターネットで「法定相続情報制度」と検索するか、右のQRコードから法務省のホームページにアクセスしてください。



戸籍・住民票等の郵送申請依頼書

種類 (1通の手数料)	謄本(全部・全員)	抄本(一部・個人)
戸 籍	通	通
除 籍	通	通
改製原戸籍	通	通
出生から死亡までの戸籍	セット	
戸籍届書記載事項証明書		通
受 理 証 明 書 届出人以外の申請はお問い合わせください		通
身分(元)証明書 本人以外の申請は委任状が必要です		通
独 身 証 明 書 本人以外の申請は委任状が必要です		通
戸籍の附票	通	通
住 民 票	通	通
除 票〔消除された住民票〕 個人番号・住民票コードは記載できません		通
住民票・除票で、表示が必要なものを☑してください ☐ 世帯主・続柄 ☐ 本籍・筆頭者(日本人のみ) ☐ 個人番号(マイナンバー) ☐ 住民票コード 外国人のみ ☐ 国籍・地域 ☐ 在留資格・期間等 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 中長期在留者、特別永住者等の区分 ☐ 通称履歴		
不在住証明		通
不在籍証明		通

2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。

いつ: _____ 年 _____ 月 _____ 日

なにを: _____ 届を

どこで: _____ 役所

に提出

戸籍の附票の申請にあたり、表示が必要なときは☑をつけてください。

☐ 本籍・筆頭者

☐ 在外選挙人名簿に関する事項

☐ 住民票コード

② 備考

特に必要な内容があれば記入してください。

例: ○と×の親子関係がわかるもの □市□町から△市△町への引越しがわかるもの

③ 必要なものが

本 籍 (戸籍関係の証明書申請時)	筆頭者	
住 所 (住民票・除票の申請時)		
氏名・生年月日	大・昭 平・令	年 月 日生

④ 目 使 的 用

くわしく具体的に記入してください。

⑤ 申請者

住 所	(送付先は住民登録をしている住所を記入してください) 〒		
氏 名	法人は 代表者印 の押印も	③との 関係	
電 話 番 号 (昼間連絡のとれる番号)			

申請方法、手数料については申請先の市区町村にお問い合わせください。

※この委任状は、委任者本人がすべてを自書してください。

委 任 状

令和 年 月 日 作成

委任者	住所			
	本籍			
	氏名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

私は次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (窓口に来る方)	住所			
	氏名			

【委任事項（該当する項目に ☒ を記入してください）】

☐	住所変更の届出に関する事
☐	住民票に関する証明書の交付申請及び受領に関する事
☐	戸籍・除籍・改製原戸籍に関する証明書の交付申請及び受領に関する事
☐	戸籍の附票に関する証明書の交付申請及び受領に関する事
☐	身分証明書の交付申請及び受領に関する事
☐	その他 { } に関する事

【注意事項（必ずお読みください）】

※申請等の際は、代理人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を提示してください。

※マイナンバー・住民票コードを記載した住民票は、代理人の方に直接交付はいたしません。この場合、住民票は委任者本人の住所宛に郵送します。

※戸籍・除籍・改製原戸籍に関する証明書、戸籍の附票に関する証明書、身分証明書に関する委任の場合、委任者の本籍を必ず記入してください。

MEMO

MEMO

MEMO

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主および広告内容を春日井市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

監	修	春日井市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	2025 年 4 月